

K S K

つばさの会通信



第 197 号

2022 年 9 月

発行人/ 神奈川県障害者定期刊行物協会
〒222-0035 神奈川県横浜市港北区鳥山町 1752 番地
障害者スポーツ文化センター横浜ラポール 3 階
横浜市車椅子の会内
編集人/ NPO 法人横須賀つばさの会
〒237-0076 横須賀市船越町 1-50 山田ビル 2F
TEL 046-861-2373

令和 4 年 10 月の定例会を中止致します。

新型コロナウイルス感染症が 3 年目を迎える中で、ステルスオミクロンという新たな感染症が発生するなど未だに終息のメドが付きません。横須賀市も連日 200 名前後の新規感染者が出ております。参加者の健康・安全面を考慮して 10 月の定例会は中止致します。

現状では、活動計画が立てにくく、また、高齢者の集まりですので、特に安全に注意し慎重に活動内容を検討していきます。

11 月以降の行事予定については、状況を見極め、中止、延期、日程変更等を決定致します。詳細はつばさの会通信 11 月号にてお知らせいたします。

理事長 下江秀雄

2022 年度横須賀つばさの会第 206 回定例会報告

・日時場所：2022 年 8 月 3 日(水) 横須賀市保健所 4 階 生涯学習センター

第一部：当事者の就労体験発表会 14:00～15:10

- ・発表者：秋山順一さん、中山健一さん
- ・出席者：20 名
- ・助言者：松原理恵「就労継続支援 B 型事業所つばさ」管理者
佐藤弘子「就労継続支援 B 型事業所つばさ第二」管理者
- ・特別アドバイザー：よこすか就労援助センター 佐野俊一氏



・概要

(1) 秋山順一さん

昭和 41 年生まれの 54 歳、男性。20 歳の頃統合失調症を発症した。その頃からクローズで 4 社程の一般会社に就職し、営業・製造等の色々な職種を経験してきた。幻聴等の症状と戦いながら、26 年間頑張ってきたが、病気も重くなり、遂に保健所の紹介で、46 歳の頃、つばさ事業所に入所した。約 3 年間、週 3 日の通所を目標として就業を続けた。49 歳の頃、就労センターの斡旋で福祉就労枠であるが、某社に入社し、2 年間働いた。体力の限界から退社し、再びつばさ事業所に戻って今年で 3 年目になる。今は、月一度の通院と週 5 日の通所をし、親から独立してグループホームで自立した一人暮らしをしている。夢としては、つばさの仕事をこなし、交流を深め、心身共に穏やかに過ごせる様に努力して、社会との連携をとりながら立派に生きることだそうです。

(2) 中山健一さん

昭和 32 年生まれの 63 歳男性。22 歳の頃、交通事故で頭を打ち、調子が悪くなった。自衛隊に勤務しながら何回かの入退院を 37 歳まで経験した。自衛隊もこの年に退職した。その後 5 つ以上の職種に就いたが、再度、調子が悪くなって、44 歳の時に久里浜病院で受診し、双極性障害の診断が出された。つばさ第二事業所に在籍 4 年 7 カ月。現在は一人暮らし。週 3 回の訪問看護、週 1 回のヘルパーさん来宅の持家生活。両親は亡くなっており、妹 2 人(結婚して横須賀市在住だが、本人には非常に好意的で助かっているとのこと)が居る。本人が結論として言える事は全てが自分次第ではないかという事だそうです、勿論、医師と服薬も大切だと言われてました。

○質問

①フラッシュバック(突然過去に戻る)の対処法は、当事者として、どうやって来ましたか。

*自分が意識して、自分で納得するように何回も自分に働きかけて、静める様にして来ている。

②一人暮らしに対する恐怖感はなかったか。

*今まで色々経験して来て、自立する事の大切さを考えて、一人暮らしに進めた。

○感想

①兩名のお話を聞き、参考になった。

②出席対象者に、もっと事前の宣伝をすべきではないか。

③今後の取材の仕方で、インタビュー方式を採用したらどうか(例えば生活保護の手続き等)



第二部： 【就労援助センター佐野氏 講演概要】 15：15～16：00

1. 障害者就業・生活支援センター事業について

◇障害のある方の職業生活における自立を図るため、就職や職場適応などの職業面の支援及び生活習慣の形成や日常生活の自己管理などの生活面の支援を一体的に実施。

◇就労に際し、継続的なフォローを必要とする障害のある方を対象に、職業能力に応じた就労の場の確保と職業定着に必要な支援を実施。

2. 支援センターにおける支援の流れ

◇電話で利用相談⇒面談日の登録⇒面談(相談者の障害の程度、病状、職歴、希望職種・雇用条件、センターに望む支援等を確認⇒本人同意の上、利用申し込書を記入、利用登録

◇利用登録に必要なもの

●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●ハローワーク受付票 ●精神疾患を抱える方は、ハローワークに提出した「就労に関する主治医意見書」の写し「就労の可否確認」

求職活動支援(就労に向けた支援)

◇就労準備性の把握⇒一般就労か福祉的就労か ◇職業適性の把握 ◇ハローワークへの

求人検索同行 ◇履歴書・職務経歴書の作成時の助言 ◇職場実習の設定調整、実施中の支援

◇採用面接にあたっての練習、面接当日の同行・助言

3. 就労・職場定着に必要なこと

①就労準備性

②労働条件と本人の職業興味、適正、障害特性のマッチング

③支援体制

◇就労準備性 職業適性(職務への適性、職務遂行に必要な知識・技能 等)

◇基本的労働習慣(労働意欲、規則の順守、挨拶、報告・連絡・相談、身だしなみ、一定時間仕事に耐える体力 等)

◇対人技能(人間関係の構築、感情コントロール、注意されたときの謝罪、苦手な人への対応 等)

◇日常生活管理(基本的な生活リズム、金銭管理、余暇の過ごし方、移動能力 等)

◇健康管理(食事栄養管理、体調管理、服薬管理 等)



4. 就労事例

5. これからの障がい者雇用・就労

よこすか障害者就業・生活支援センター

よこすか就労援助センター

横須賀市本町 2-1 横須賀市立総合福祉会館 4 階

TEL 046-820-1933

FAX 046-820-1934

(まとめ：小松)

第 4 回ボイスピア はだの 体験発表会と質疑応答

ZOOM オンラインミーティング 視聴報告

「秦野市地域生活支援センターぱれっと・はだの」主催により 8 月 6 日（土）、午後 2 時から 4 時まで、「ボイスピア はだの」が ZOOM を使ったオンラインで開催されました。

このイベントは「精神障害と地域での暮らし」をテーマに当事者やその家族、支援者が体験談や楽器演奏などを行うとともに参加者からの質問にも答えました。

「ピアサポーター」とは、、、。「ピア」とは「仲間」という意味です。自分の精神障害や精神疾患の体験を活かし、ピア（仲間）として支え合う活動をする方たちのことをいいます。

「病気のこと、薬のこと、人間関係(家族や友人、主治医な) などのこと」

1. みなさんからの質問に、ピアサポーターが答えました。
2. 当事者による演奏

第 4 回目を迎えた、「ボイスピア」！ 精神疾患を抱える当事者たちが、皆さんからの質問に答え、意見を発表しました。「こんな時、みんなどういうふうに対処しているのかな…？」

【登壇者 4 人によるピアサポーターとしての体験と質問に答える】

《幻聴など辛い症状の対処方について》

- ◎幻聴を症状とは見なすことはなく、日常生活の一部と見ている。そこから得られる知識や知恵を日常に生かしている。一方で幻聴に集中しすぎないようにすることも意識している。
- ◎友人や支援者に話を聴いてもらう。月 1 回のカウンセリングを受ける。話を聴いてもらったり、意見交換をすることで、心の安定に繋がっている。
- ◎同じ症状がでたら、横になったり、カラオケをしたりして、気分転換をするようにしている。

《薬の飲み忘れ防止について》

- ◎飲み忘れ防止で大切なポイントは、服用したかどうかを後から検証できることです。よく活用されているのは、「お薬カレンダー」に服用する薬を貼り付ける方法や、箱の中を区切って 1 週間分の薬をセットする方法です。ほかにも、薬を飲んだらカレンダーに印をつける。
- ◎100均ショップのお薬カレンダーを活用している。
- ◎飲酒をやめたら、飲み忘れが無くなった。
- ◎いつも同じ場所に保管。同じ時間帯に入浴して、風呂上りに飲むような習慣にしている。

《人間関係について》 親への想い、家族との関係について

様々な困難や苦労があっても、親に対する複雑な感情があっても、親の事を想っている方ばかりです。親と子という関係性は、簡単には語れず、簡単には無くすことが出来ません。親が好きなのか、大切なのか、そうでないのか分からないのです。イエスカノーでは表現できません。それは子どもだけの悩みではありません。一人一人に寄り添い、家族に寄り添ってくれる、そんな社会を私たちは望んでいます。

◎父親との確執があったが、現在グループホームに入居しているので丁度良い距離を保っている。

《主治医との関係》

待合室で待っておられる患者が大勢いらして、机の端には順番を待つ患者さんのカルテが積まれている。こういう状況での医師の本音は、「なるべく効率よく、手短で簡素でしかも具体的な情報が欲しい」です。短時間で効率よく患者さんの訴えを聞き取り、適切な診断をし、その方に合った生活のあり方を指導して、処方箋を出し、薬の飲み方を説明する。これを繰り返し行っているのです。

◎5分診療なので聴きたい事、話したい事をあらかじめメモしておく。

◎本音で話す。



【オンラインによる参加者との質疑応答】

※多数の質問がありましたが、紙面の都合上すべてを掲載できません。ご了承下さい。

参加者の質問	登壇者の答え
家族とのケンカをどう避けていますか	・たまにケンカをするけれど出来るだけ距離を置く
症状がひどい時頓服薬以外で紛らわす事	・自分の好きなことをする・まず寝る・深呼吸
主治医と上手く話せません	・事前にメモを用意・手紙を渡す・ゆっくり話す
一人暮らしを決意した瞬間	・家族関係の変化(親の死亡・離婚)
精神障害に関する本を読みますか	・自分に合った本を読むようにしている ・ユーチューブ、SNS で情報を得ている
症状がひどい時、周りの方に望む事、よかった事	・基本的には見守りながらそっとして欲しい ・買い物をしてもらって良かった ・栄養について教えてもらった事が良かった
毎日を楽しく過ごすために何を心がけていますか	・普段やっている事を一旦止めて、ゆっくり本当にやりたい事を見つける ・今を大事にする
どういうネットワークを持っていますか	・家族、友人、主治医、訪問看護、当事者会 障害福祉課他多ければ多いほど良い

※この記事はじんかれんニュース 10月号に掲載予定です/三富

横須賀市 障害者の雇用率 昨年同期比微増

横須賀市は 9 月 8 日、今年 6 月時点の障害者雇用率が 2.84% となり、昨年同時期と比べて 0.03 ポイント増加したと発表した。昨年に続いて法定雇用率（2.6%）を上回った。市は関係部署によるワーキングチームで障害者雇用に関する検討を進め、障害者が働きやすい環境整備を進めていくという。2018 年に中央省庁や地方自治体で障害者雇用の水増しが問題となり、市も算定方法を誤っていたことが発覚。計算をし直すと 17 年は 2.20%（法定雇用率 2.3%）、18 年は 2.38%（同 2.5%）で法定雇用率を下回っていた。19 年は 2.34% で、20 年に 2.45% と上昇、21 年に 2.81% となって法定雇用率を上回っていた。

（以上 2022.9.9 神奈川新聞より）

令和 4 年 6 月 1 日現在の障害者雇用率について（2022 年 9 月 8 日）

1. 障害者雇用率について

本市の令和 4 年 6 月 1 日現在の雇用率は 2.84% で、法定雇用率を達成しました。なお、昨年との比較では、0.03% の増加となりました。

令和 4 年 6 月 1 日現在（法定雇用率 2.6%）

	算定基礎となる職員数(1)	任用している障害者数(2)	雇用率(2)/(1)	達成状況
令和 3 年 6 月 1 日	3,412.0 人	96.0 人	2.81%	達成（8.0 人超過）
令和 4 年 6 月 1 日	3,400.5 人	96.5 人	2.84%	達成（8.5 人超過）
増減	－	0.5 人	0.03%	－

2. 今後の対応

令和 5 年以降の安定した雇用と障害のある職員のさらなる活躍の推進のため、「横須賀市障害者活躍推進計画」に基づき、関係部署による「障害者雇用促進ワーキングチーム」で検討を行い、連携して取り組みを進めます。

なお、令和 4 年度は次のような取り組みを実施する予定です。

- (1) 身体・知的・精神障害者を受験対象とした採用試験の実施
 - (2) 障害者が働きやすい環境の整備、職員への啓発研修の実施など
- （以上横須賀市ホームページより）

精神科医療の身体拘束 ルールを見直し？影響は？

精神科医療の「隔離・身体的拘束」について、2022 年 6 月 28 日厚生労働省の有識者による検討会が、要件などの見直しを求める報告書をまとめました。対象を「治療が困難で、患者の生命に危険が及ぶおそれが切迫している場合」などと明確化しましたが、どんな内容なのでしょうか。影響はあるのでしょうか。精神保健福祉法 37 条 2 項の基準によると身体拘束の対象となるのは、ア) 自殺企図または自傷行為が著しく切迫している場合、イ) 多動または不穏が顕著である場合、それからア) またはイ) のほか精神障害のために、そのまま放置すれば患者の生命にまで危険が及ぶおそれがある場合となっています。この基準では「対象となる患者」としてはいますが、これに当てはまれば身体拘束をしてもいいというわけではなく、他に代替方法がないことや、一時的であることが必要となります。



精神科の身体拘束
ルールが変わるの？

2022.7.5

朝日新聞(石川友恵)

“拘束が認められる要件を明確化する案が示されたんだ”

Q 精神科医療での身体拘束のルールが見直されるの？

A 厚生労働省の有識者検討会が、今後のあり方について報告書をまとめた。身体拘束が認められる要件が一部追加されたんだ。

Q そもそも身体拘束って何？

A 手足や胴体をベルトでベッドに固定するなどして、自由に動けなくすることだよ。もちろんこれは人権侵害で禁止が大原則。ただ、患者の命や体を守る必要があるときに、例外的に認められている。法令では、自殺しようとする行為が著しく切迫しているなど三つの要件のいずれかにあてはまり、かつ、ほかに手段がない場合としている。

Q どう変わるの？

A 「多動（絶えず動き回っている）または不穏（状況が不安定）が顕著」という要件は、表現がいまいで拡大解釈されると懸念する声があった。対象をはっきりさせるため、「治療が困難で患者の生命に危険が及ぶおそれ」がある場合などと書き加えることにした。

Q 見直しで不適切な身体拘束は減るのかな。

A 報告書には「不適切な隔離・身体的拘束をゼロとする」との考えも盛り込まれた。

昭和 51 年 12 月 22 日第 3 種郵便物認可（毎月 18 回 2・3・4・5・6・7 のつく日発行）KSK 通巻第 7643 号令和 4 年 5 月 27 日発行
でも「身体拘束の拡大につながりかねない」と心配する見方がある。今回の要件が加わると
命を守る観点だけでなく「治療が困難だから」として身体拘束が認められかねないとの指摘もある。
また検討会では、適切か不適切化に関係なく、身体拘束はゼロにすべきだとの議論もあったけれど、
結局反映されなかった。

Q 精神科医療では入院が長くなる問題もあると聞いたよ。

A その点も改善を図る。厚労省は、家族らの同意を得て強制的に入院させる「医療保護入院」
が長期化しないよう、3 か月といった期間ごとに入院の必要性を確認する仕組み

（まとめ：三富）

2022 よこはま障害者就職面接会

- ① 日時：令和 4 年 10 月 25 日（火） 12 時～16 時
- ② 完全予約制 面接予約がない方の入場はできません。
- ③ 場所：横浜武道館 横浜市中区翁町 2-9-10 地下鉄、伊勢佐木町長者町 また、JR 関内から、
- ④ 求人公開予定 9 月 14 日、参加企業は 60 社、神奈川県労働局インターネットで。
- ⑤ 面接予約期間 9 月 26 日（月）～10 月 14 日（金） 定員に達した時点で締切りされるので要注意
・予約は 1 人 2 社まで、予約はハローワーク横浜南 金沢文庫駅から徒歩 12 分
・予約は、求人ごとに予約日が異なる。定員で締切りされるので、早めに予約する。
- ⑥ 就労相談：よこすか就労支援センター、総合福祉会館 4F、汐入駅より 8 分
企業の仕事の内容、履歴書の書き方、面接の仕方など指導して貰えます。
予約して、訪問する。 電話：820-1933

◆家族交流会について 担当：046-825-9121（木原）

9 月 28 日（水）本町コミュニティセンター（総合福祉会館 6 階）第一会議室 13：00～15：00

10 月 26 日（水）本町コミュニティセンター（総合福祉会館 6 階）第一会議室 13：00～15：00

7 月 8 月の家族交流会ではそれぞれの家族の近況を語り合い有意義な時を過ごしました。

7 月、8 月とも参加人数は 男性 2 名、女性 6 名 でした。

※感染の推移によって急きょ中止になる場合があります。確認のうえ、ご来館下さい。